

牛のBSE予防対策について

平成16年9月3日

農林水産省 消費・安全局

BSEのリスク管理対策について

■農場から食卓まで

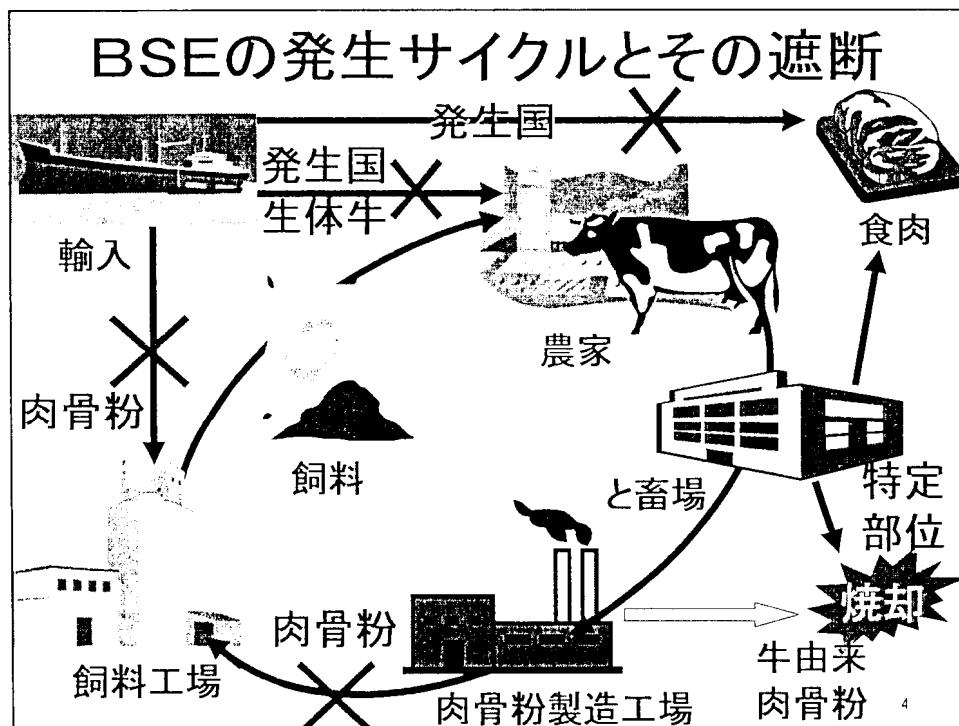
- 検疫
- 飼料規制
- 死亡牛検査
- 全頭検査
- 特定部位除去

まん延防止

安全確保

BSEの発生と原因究明

- 英国におけるBSEの発生
 - 1986年以降18万頭以上に発生
 - 異常プリオントンパク質を含む肉骨粉の牛への投与が原因
- 日本におけるBSEの発生
 - 1~7、10、11頭目(平成7年12月～平成8年4月生まれ)
 - 8、9頭目(平成13年10月、平成14年1月生まれ)
- 原因究明
 - BSE疫学検討チーム報告書(平成15年9月)
牛用飼料への製造・輸送段階での
肉骨粉の意図しない混入による感染の可能性



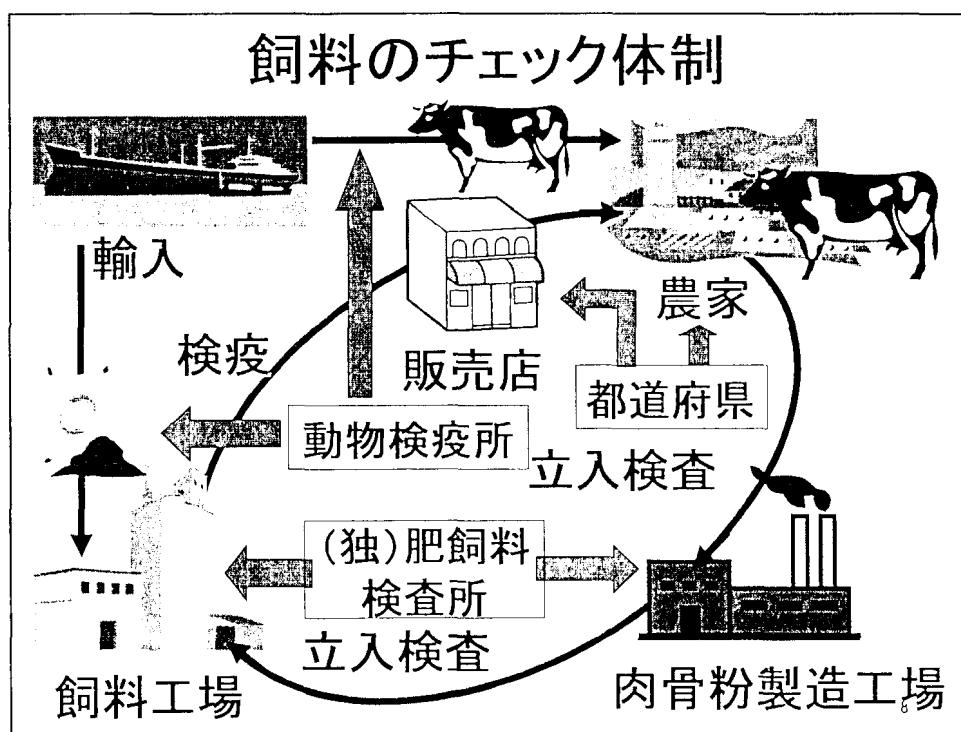
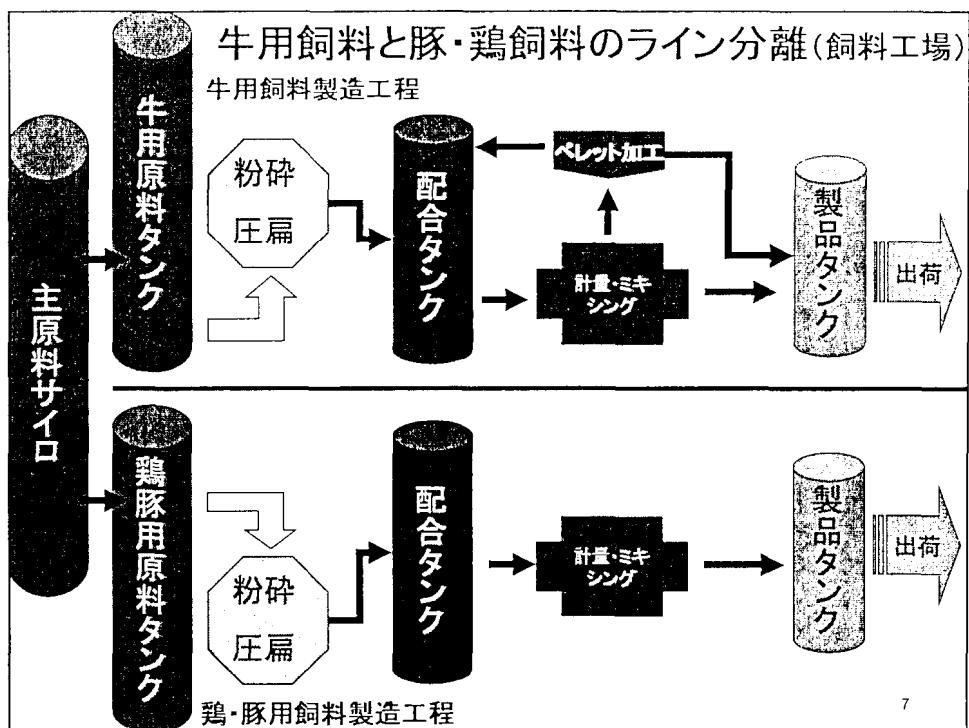
飼料規制の基本的考え方

- BSEの感染源となりうるもの
の飼料利用の規制
 - 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止
- 牛用飼料とその他の飼料の分離
 - 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

飼料原料の規制状況

飼 料 原 料	由 来	飼 料			
		牛	豚	鶏	魚
肉骨粉、獣脂かす	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×	×	×	×
チキンミール(鶏由来肉骨粉) フェザーミール(羽毛加工物)	鶏	×	○	○	○
動物性油脂 (肉骨粉製造時に発生する油脂)	牛	×	○	○	○

× : 飼料利用不可、○ : 飼料利用可⁶



BSE検査

	と畜場	農場
目的	安全な牛肉の供給 (公衆衛生)	BSEのまん延防止 (家畜衛生)
対象	食用目的でと殺される 全ての牛 (全頭検査)	と畜場へ出荷されない牛 (死亡牛・中枢神経症状等 が疑われる牛)
検査方法	エライザ法による スクリーニング	ウエスタンプロット法、 免疫組織化学的検査、 病理組織学的検査 による確定診断

BSE サーベイランスの結果

リスク ↓ 高		検査された牛の数		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	中枢神経症状等が 疑われる牛	132 (1)	420	3,248
	BSE 感染牛の 同居牛	236	139	266
リスク ↓ 低	死亡牛 (24ヶ月齢以上)	801	3,755	44,897 (1)
	何らかの臨床症状 を示した牛	1,851	2,973	6,266 (1)
	臨床症状を 示さない牛	521,740 (2)	1,250,838 (1)	1,246,364 (2)

※()内は陽性頭数

主要国におけるBSE対策の概要

	日本	米国	EU	
B S E 検 査	健康牛 神経症状牛など 死亡牛	全て 全て 24ヶ月齢以上の牛全て	一部 (成牛2万頭) 一部 (30ヶ月齢以上 20~27万頭)	30ヶ月齢以上の牛全て 24ヶ月齢以上の牛全て 24ヶ月齢以上の牛全て
飼料規制	反する動物由来のもの 	反する動物由来のもの 	反する動物由来のもの 	
反する動物 豚・鶏		反する動物 豚・鶏	反する動物 豚・鶏	

11

牛トレーサビリティ制度の概要

牛(生産・と畜段階)
平成15年12月1日から

個体識別番号:耳標に印字
出生 輸入 転入・転出 (死亡) とさつ

届出(個体識別台帳に記録)

牛肉(流通段階)
平成16年12月1日から

個体識別番号:表示・伝達
枝肉 部分肉 精肉など

帳簿に記録

目的1
BSE発生時の迅速な遡及調査
→BSEのまん延防止

目的2
国産牛肉に関する生産情報の提供
→消費者の信頼確保

BSEのリスク管理

